

天候ノ晴雨ニ拘ラズ日中砂時工事ニ  
今一歩増ク支結セラレ度キコト

第一條 衛生設備之件

工場内外ノ衛生設備ヲ確保ニ保留セラレ  
度キコト

附 別

(1) 本案ニ対シテハ總計ニ儀程者ヲ出カハル

コト

(2) 現在ノ等當ハ現状ノ儘支結セラレ度キ事  
右嘆願條項ニ対シテ亦七月正午十二時迄ニ樹田  
若相成度此致及嘆願修也

勞務甲第四五一號

大正十二年六月三十日

警視總監 赤 池 讓

内務大臣水野鍊太郎殿

社會局長官塚本清治殿

京都大改神奈川兵庫

愛知各府縣 知事殿

司法省 刑事局長殿

東京控訴院 檢事長殿

東京地方裁判所 檢事正殿

東京湾汽船株式會社 月島工場 職工